

埼玉県中学校長会基金管理運営規程

第1条 埼玉県中学校長会は、財政的基金を確立して事業を有効に遂行するため基金管理運営規程をここに定める。

第2条 基金は、この規程に基づき管理運営する。

第3条 基金の拠出は次のとおりとする。

- 1 基金は会員の拠出による。
- 2 会員は、1人2万円を拠出し、これを返却しない。

第4条 基金及び基金から生じる益金は、会長が管理する。

第5条 基金は、金融機関に預け入れ、または有価証券にかえて保管する。運用については基金管理運営委員会が原案を作成し、理事会で決定の上執行する。

第6条 基金管理運営委員会は次の11名で構成する。

地区から選ばれた常任理事	計9名
副会長 1名 幹事長	計2名

第7条 基金の使途は次の各号による。

- 1 予期しない本会の重要な対策活動費
- 2 緊急を要する情報活動費
- 3 その他本会の目的達成のため必要な経費

第8条 基金及び益金について、毎年本会の会計監査を受け、総会に報告する。

第9条 この規程に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は理事会で定める。

第10条 納入方法、その他必要な事項は細則で定める。

第11条 この規程の改廃には理事会の承認を要する。

第12条 この規程は、昭和61年11月12日から施行する。

埼玉県中学校長会基金管理運営細則

第1条 この細則は、埼玉県中学校長会基金管理運営規程第10条にもとづき定めるものとする。

第2条 基金は、入会者が指定の期日までに納入する。但し、年度途中の入会者は、翌年4月に納入する。

- ・新任者は2万円を納入する。
- ・再入会員は、拠出にはおよばない。

第3条 本業務に要する諸費用は益金会計から支出する。

第4条 この細則の改廃は、理事会の承認を要する。

第5条 この細則は、昭和61年11月12日から施行する。

【附則】

- 附 則
- ・昭和61年度については全会員2月末までに、1万円を納入する。
 - ・昭和62年度については、7月末日までに在任者は1万円を納入する。新任者は2万円を納入する。
 - ・平成6年に一部変更
 - ・平成7年に一部変更
 - ・平成16年に一部変更
 - ・平成17年に一部変更
 - ・平成30年度に一部変更

再任用校長並びに特例任用校長に関する細則

- 1 再任用校長並びに特例任用校長は、会則 第3章 組織 第5条に基づく会員である。
 - 2 再任用校長並びに特例任用校長は、定年退職（役職定年）をした後も勤務しているものとみなす。
 - 3 再任用校長並びに特例任用校長は、会員としての資格と義務を有する。
 - 4 再任用校長並びに特例任用校長は、原則として、正副会長、常任理事になることはできない。
- ・平成21年4月1日 施行
 - ・令和2年3月5日 一部変更
 - ・令和5年4月1日 一部変更